

事業主のみなさまへ

労働保険の成立手続は おすすめですか



厚生労働省・都道府県労働局
労働基準監督署・公共職業安定所

事業主のみなさまへ

目 次

●労働保険とはこのような制度です	1
●労働保険の成立手続	2
●労働保険料の申告・納付	4
●労災保険未手続事業主に対する費用徴収制度について	7
●電子申請・電子納付について	9
●参考1(記入例)	10
●参考2(保険率表他(令和6年度版))	14
●労災保険制度	18
●雇用保険制度	24
●一般拠出金の申告・納付	27
●労働保険事務組合制度	28
●重要なお知らせ	29
●労働保険制度についてよくある質問	30

労働保険とは このような制度です

労働保険とは労働者災害補償保険(一般に「労災保険」といいます)と雇用保険とを総称した言葉であり、保険給付は両保険制度で別個に行われていますが、保険料の徴収等については、両保険は労働保険として、原則的に、一体のものとして取り扱われています。

労働保険は、農林水産の事業の一部を除き、労働者を一人でも雇つていれば適用事業となり、事業主は成立手続を行い、労働保険料を納付しなければなりません。

なお、労働保険における「事業」とは、一定の場所、組織のもとに行われる経営活動等をいいます。一つの会社でも本社のほかに工場、支店などがあれば、原則、それぞれについて成立手続を行う必要があります。詳しくは、所轄の労働基準監督署、公共職業安定所までお問い合わせください。

労災保険とは

労働者が業務上の事由、二以上の事業の業務を要因とする事由又は通勤が原因で負傷した場合、病気になった場合、あるいは不幸にも死亡された場合に被災労働者や遺族を保護するため必要な保険給付を行うものです。また、労働者の社会復帰の促進など、労働者の福祉の増進を図るための事業も行っています。



雇用保険とは

労働者が失業した場合や労働者について雇用の継続が困難となる事由が生じた場合に、労働者の生活や雇用の安定を図るとともに、再就職を促進するため必要な給付を行なうものです。また、失業の予防、労働者の能力の開発や向上その他労働者の福祉の増進を図るための事業も行っています。



労働保険の成立手続

成立手続等の方法

保険関係成立届、概算保険料申告書

労働保険の適用事業となった場合には、労働保険の保険関係成立届を所轄の労働基準監督署又は公共職業安定所(ハローワーク)に提出しなければなりません。その後、当該年度分の労働保険料(保険関係が成立した日からその年度の末日までに労働者に支払う賃金の総額の見込額に保険料率を乗じて得た額)を概算保険料として申告・納付することとなります。

※保険関係成立届の手続にあたっては、事業の存在を確認する場合があります。提示の必要な資料については、所轄の労働基準監督署又は公共職業安定所(ハローワーク)にお問い合わせください。

(保険関係成立届及び概算保険料申告書の記入方法については、P10～P11 参照)

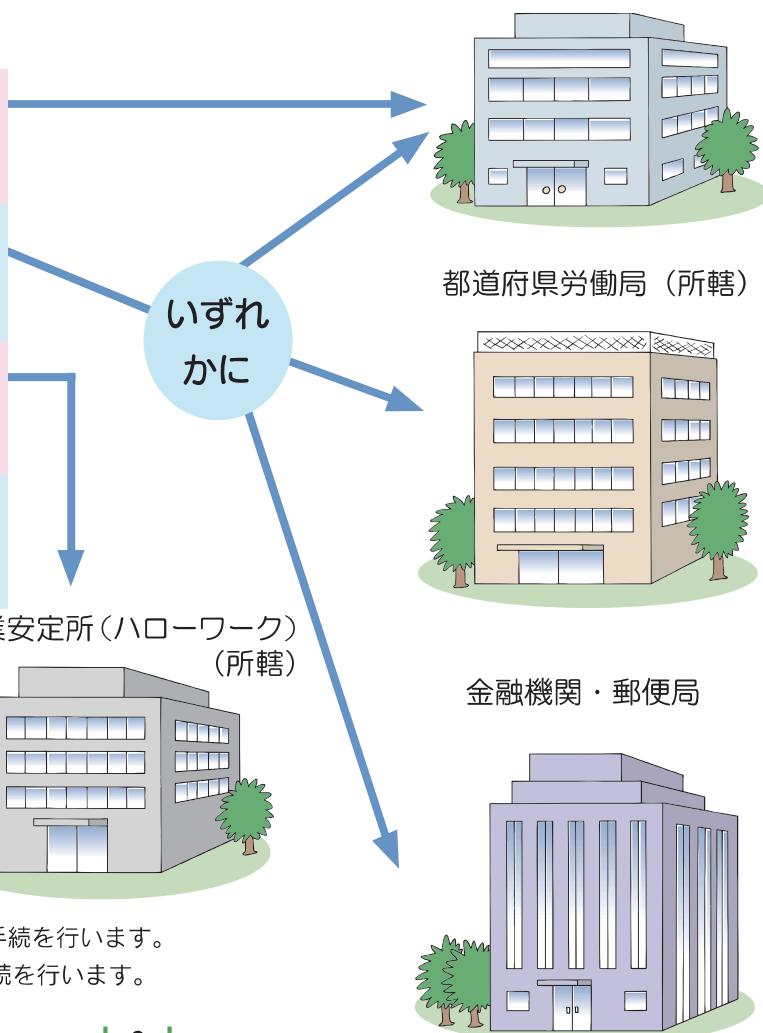
雇用保険適用事業所設置届、雇用保険被保険者資格取得届

雇用保険の適用事業となった場合は、上記のほかに、雇用保険適用事業所設置届(P12参照)及び雇用保険被保険者資格取得届(P13参照)を所轄の公共職業安定所(ハローワーク)に提出しなければなりません。

I 一元適用事業の場合

※一元適用事業とは、労災保険と雇用保険の保険料の申告・納付等に関して
労働基準監督署(所轄)
両保険を一元的に取扱う事業です。

- ① 保険関係成立届
(保険関係が成立した日の翌日
から起算して10日以内)
- ② 概算保険料申告書
(保険関係が成立した日の翌日
から起算して50日以内)
- ③ 雇用保険適用事業所設置届
(設置の日の翌日から起算して
10日以内)
- ④ 雇用保険被保険者資格取得届
(被保険者ごとに、資格取得の事実
があった日の翌月10日まで)



注1. ①の手続を行った後、又は同時に②の手続を行います。

2. ①の手続を行った後に、③及び④の手続を行います。

II 二元適用事業の場合

※二元適用事業とは、事業の実態から、労災保険と雇用保険の適用を区別する必要があるため、両保険の保険料の申告・納付等を二元的(別々)に行う事業です。

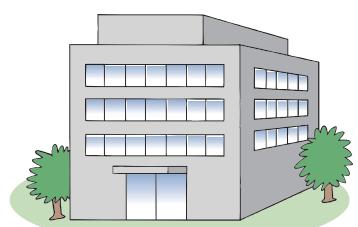
一般的に、農林水産業・建設業等が二元適用事業となり、それ以外の事業が一元適用事業となります。

1. 労災保険に係る手続

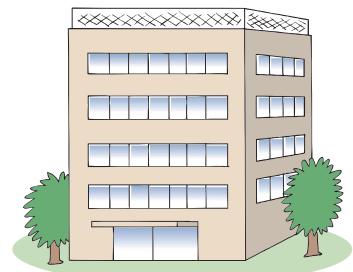
- ① 保険関係成立届
(保険関係が成立した日の翌日
から起算して10日以内)
- ② 概算保険料申告書
(保険関係が成立した日の翌日
から起算して50日以内)

注. ①の手続を行った後、又は同時に
②の手続を行います。
公共職業安定所(ハローワーク)で
は手続を行えません。

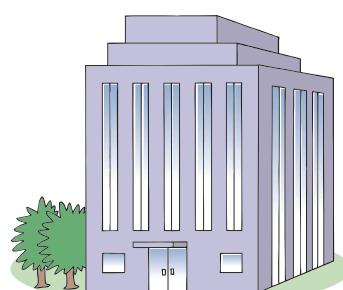
労働基準監督署(所轄)



都道府県労働局(所轄)



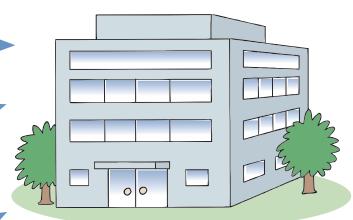
金融機関・郵便局



2. 雇用保険に係る手続

- ① 保険関係成立届
(保険関係が成立した日の翌日
から起算して10日以内)
- ② 概算保険料申告書
(保険関係が成立した日の翌日
から起算して50日以内)
- ③ 雇用保険適用事業所設置届
(設置の日の翌日から起算して
10日以内)
- ④ 雇用保険被保険者資格取得届
(被保険者ごとに、資格取得の事実
があった日の翌月10日まで)

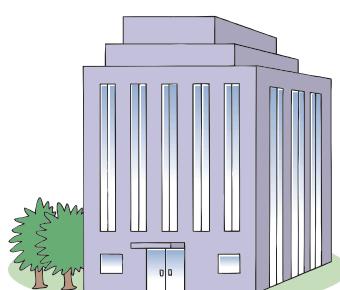
公共職業安定所(ハローワーク)
(所轄)



いずれ
かに

都道府県労働局(所轄)

金融機関・郵便局



注. ①の手続を行った後、又は同時に
②～④の手続を行います。
②の手続は公共職業安定所(ハローワーク)では行えません。

労働保険料の申告・納付

労働保険の年度更新

労働保険の保険料は、その年度分を概算で申告・納付し、翌年度の申告の際に確定申告の上、精算することとしており、事業主には、前年度の確定保険料と当年度の概算保険料を併せて申告・納付していただくこととなります。

これを「年度更新」といい、法定の申告期間内に、労働基準監督署、都道府県労働局又は金融機関で手続きを行っていただくこととなります。

(注) 公共職業安定所(ハローワーク)では申告・納付を取り扱っておりませんのでご注意ください。

労働保険料の延納(分割納付)

概算保険料額が40万円(労災保険又は雇用保険のどちらか一方の保険関係のみ成立している場合は20万円)以上の場合又は労働保険事務組合に労働保険事務の処理を委託している場合は、下記のとおり労働保険料の納付を3回に延納(分割納付)することができます。

ただし、一般拠出金(P27参照)については、延納(分割納付)することができません。

	4/1~5/31に成立した事業			6/1~9/30に成立した事業	
	第1期(初期)	第2期	第3期	第1期(初期)	第2期
期 間	成立した日 ～7.31	8.1～11.30	12.1～3.31	成立した日 ～11.30	12.1～3.31
納期限	成立した日 から50日	10月31日	翌年1月31日	成立した日 から50日	翌年1月31日

	翌年度以降の納期限等		
	第1期(初期)	第2期	第3期
期 間	4.1～7.31	8.1～11.30	12.1～3.31
納期限	7月10日	10月31日	翌年1月31日

※納期限に該当する日が土・日・祝日である場合は、その次の開庁日が納期限となります。

- ◎労働保険事務組合に労働保険事務の処理を委託している事業場は、第2期、第3期の納期限がそれぞれ原則として11月14日、翌年2月14日となります。
- ◎継続事業で10月1日以降に成立した事業については、延納(分割納付)が認められませんので、成立した日から3月31日までの期間の保険料を一括して納付していただくことになります。
- ◎有期事業については、事業の全期間が6ヵ月を超えるかつ、概算保険料の額が75万円以上のものはおおむね上記に準じた方法で延納(分割納付)が認められます。
- ◎年度更新の時期が社会保険の算定基礎届の提出時期と重なりますので、手続の準備はお早めにお願いします。

増加概算保険料の申告・納付

概算保険料申告書を提出したのちに、年度の中途において、事業規模の拡大等により賃金総額の見込額が当初の申告より2倍を超えて増加し、かつ、その賃金総額に基づく概算保険料の額が申告済の概算保険料よりも13万円以上増加する場合は、増加額を増加概算保険料として申告・納付してください。

保険料の算定方法

労働保険料の額は、労働者に支払う賃金の総額に保険料率（労災保険率+雇用保険率）を乗じて得た額であり、原則として以下により算出されます。

(全ての労働者に支払った賃金の額(賃金総額)※) × (保険料率)

※雇用保険については、被保険者でない者の賃金は除かれます。

労働保険料の負担割合

労働保険料のうち、労災保険分は全額事業主負担、雇用保険分は事業主と労働者双方の負担になります。

(労災保険率) 事業の種類により $\frac{2.5}{1000}$ から $\frac{88}{1000}$ までに分かれています。(P14参照)

(雇用保険率) 雇用保険率及び事業主と被保険者(労働者)との負担の内訳はP15のとおりです。

例

食料品・日用品等の小売業を営んでいて、労働者に支払う一年間の賃金が330万円(毎月20万×12ヶ月、賞与45万×2回)の場合

小売業についての労災保険率は3／1000(卸売業・小売業)、雇用保険率は15.5／1000(一般的な事業)ですので、(労働保険料)=(賃金総額)×(労災保険率+雇用保険率)により労働保険料は、 $61,050\text{円} \{=3,300,000 \times (3/1000 + 15.5/1000)\}$ となります。

また、この場合、事業主負担分は、雇用保険の被保険者負担分を除いた分となります。

雇用保険の被保険者負担分は、賃金額に被保険者負担率を乗じることにより、毎月1,200円($=200,000 \times 6/1000$)、賞与時2,700円($=450,000 \times 6/1000$)となり、一年間分の合計は19,800円($=1,200 \times 12\text{月} + 2,700 \times 2\text{回}$)となります。

したがって、事業主負担分の労働保険料は、41,250円($=61,050 - 19,800$)となります。

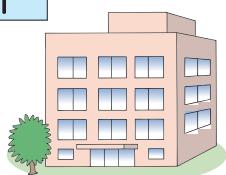
(注)労災保険率及び雇用保険率は事業の種類によって異なります。(P14～P15参照)

事務処理の委託・代理の制度

これらの事務処理については、労働保険事務組合に委託する制度(P28参照)や社会保険労務士に代理させる制度があります。

成立手続を怠った場合は

図1



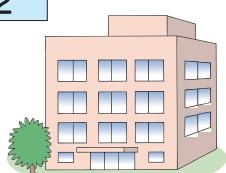
行政官庁

- 遡って労働保険料を徴収（併せて追徴金を徴収）



事業主
(労働保険未手続)

図2



行政官庁

- 遡って労働保険料を徴収（併せて追徴金を徴収）
- 労災保険給付に要した費用の全部又は一部を費用徴収



事業主
(労働保険未手続)

被災労働者

労働保険は政府が管理し、運営する強制的な保険ですので、原則として労働者を一人でも雇っていれば適用事業となり、事業主は労働保険の成立手続を行い、労働保険料を納めなければなりません。

成立手続を行わない事業主に対しては、最終的な手段として、政府の職権による成立手続及び労働保険料の認定決定を行うこととなります。その際、政府は遡って労働保険料を徴収するほか、追徴金を徴収することとなります。※上図1

また、政府は事業主が故意又は重大な過失により労働保険に係る保険関係成立届を提出していない期間中に労災に該当する事故が発生し、労災保険給付を行った場合は、事業主から遡って労働保険料を徴収（併せて追徴金を徴収）するほかに、労災保険給付に要した費用の全部又は一部を徴収することになります。※上図2
(P7～P8 参照)

労働者の取扱い

労働者とは、職業の種類を問わず、事業に使用される者で労働の対価としての賃金が支払われる者をいいます。

なお、短時間労働者（いわゆるパートタイマー、アルバイト等）の取扱いについては、労災保険はすべて「労働者」として対象となります。

雇用保険については、下記の要件をすべて満たしていれば被保険者となります。

- (1) 1週間の所定労働時間が20時間以上であること。
- (2) 31日以上の雇用の見込みがあること。

その他、法人の役員や同居の親族、高校、大学等の昼間学生等の取扱い等については、所轄の労働基準監督署・公共職業安定所へお問い合わせください。

労災保険未手続事業主に対する費用徴収制度について

労災保険法には、法第31条第1項第1号において、政府は、事業主が故意又は重大な過失により労災保険に係る保険関係成立届を提出していない（いわゆる未手続の）期間中に生じた事故について、労災保険給付を行った場合、労働基準法の規定による災害補償の額の限度で、保険給付に要した費用に相当する金額の全部又は一部を事業主から徴収することができるという規定が設けられています。

費用徴収のポイント

1 費用徴収の適用となる事業主等

労災保険の成立手続について行政機関等から指導等を受けたにもかかわらず、手続を行わない期間中に業務災害や複数業務要因災害、通勤災害が発生した場合

事業主が「故意」に手続を行わないものと認定し、当該災害に関して支給された保険給付額の**100%**を徴収

労災保険の成立手続について行政機関等から指導等を受けてはいないものの、労災保険の適用事業となつた時から1年を経過してなお手続を行わない期間中に業務災害や複数業務要因災害、通勤災害が発生した場合

事業主が「重大な過失」により手続を行わないものと認定し、当該災害に関して支給された保険給付額の**40%**を徴収

2 費用徴収の徴収金額

当該災害に関して支給される保険給付(*)の額に100%又は40%を乗じて得た額が費用徴収の徴収金額となります。

*療養開始後3年間に支給されるものに限ります。
また療養(補償)等給付、介護(補償)等給付及び二次健康診断等給付は除かれます。

費用徴収の実施例

A社では、今まで労災事故を発生させたことがなく、また保険料の支払が負担になることから、労災保険の成立手続を行っていなかった。

ところが、先般、従業員B（給付基礎日額1万円）が労災事故が原因で死亡し、遺族の方に対し労災保険から遺族補償一時金の支給が行われた。

このようなケースでは、以下のとおり費用徴収が行われることとなります。

故意の場合

労災事故が起こる以前にA社が都道府県労働局の職員から労災保険の成立手続を行うように指導を受けていたにもかかわらず、その後も労災保険の成立手続を行わなかつた場合は、「故意」に成立手続を行わないものと認定され、保険給付額の100%の金額が徴収されることになります。

この場合の費用徴収の額はおおむね次のとおりとなります。

$$\begin{aligned} \text{遺族補償一時金の額} & (10,000\text{円} (\text{労働者の給付基礎日額}) \times 1,000\text{日分}) \\ & \times 100\% = 10,000,000\text{円} \end{aligned}$$

重大な過失の場合

A社について、労災保険の成立手続を行うよう指導を受けた事実はないものの、労災保険の適用事業となつた時から1年を経過してなお手続を行わない場合には、「重大な過失」により手続を行わないものと認定され、保険給付額の40%の金額が徴収されることになります。

この場合の費用徴収の額はおおむね次のとおりとなります。

$$\begin{aligned} \text{遺族補償一時金の額} & (10,000\text{円} (\text{労働者の給付基礎日額}) \times 1,000\text{日分}) \\ & \times 40\% = 4,000,000\text{円} \end{aligned}$$

※なお、労働保険の成立手続後においても、

◇事業主が一般保険料を滞納している期間中に業務災害や複数業務要因災害、通勤災害が発生した場合、当該災害に関して支給された保険給付額の最大40%

◇事業主の故意又は重過失により業務災害が発生した場合、

当該災害に関して支給された保険給付額の30%

が事業主から徴収されます。

電子申請・電子納付について

- ・労働保険の適用徴収関係手続は、電子申請・電子納付(Pay-easy)によっても行うことができます。
- ・電子申請を利用することにより、都道府県労働局、労働基準監督署又は金融機関の窓口へ出向くことなく、夜間、休日でも手續ができます。
- ・電子申請であれば、保険関係成立届を提出した際に付与される労働保険番号をご自宅・オフィス等で受け取ることができます。また、労働保険番号の早期振出等の機能強化により、より迅速に労働保険番号を受け取ることができるようになりました。保険関係成立届については電子申請を是非ご利用ください。
- ・年度更新の手続を電子申請により行った場合は、併せて電子納付をすることが可能です。また、延納(分割納付)の申請をした場合の第2期以降の納付については、年度更新の手続を電子申請により行っていない場合でも、電子納付をすることができます。
- ・電子納付についてはPay-easy(ペイジー)のホームページ(<https://www.pay-easy.jp>)をご覧ください。

年度更新(P4参照)の電子申請には便利な「アクセスコード」をご使用ください

○「アクセスコード」とは…

郵送された年度更新申告書のあて先労働局名の右隣に印字されている8桁の英数字が「アクセスコード」です。

○「アクセスコード」を使用すると…

年度更新申告書にあらかじめ印字されている内容(労働保険番号、保険料率等)と同じ項目を電子申請様式に取り込むことができます。これにより、前年度の申告内容等を改めて入力し直す手間が省けます。

電子証明書について

電子証明書とは、インターネットを利用してやりとりするデータについて、データ作成者の本人確認、データの真正性を証明するものです。電子申請を行うにあたっては、「電子証明書」が必要となります。(※)

詳しくは下記ホームページ等にて、労働保険適用徴収関係手続で利用可能な電子証明書を発行している認証局をご確認のうえ、各認証局にお問い合わせください。

※社会保険労務士及び労働保険事務組合がアクセスコードを使用して電子申請による年度更新申告手続を行う場合は、事業主の電子署名を省略することができます。

GビズIDについて

GビズIDとは、1つのID及びパスワードで様々な行政サービスを利用するシステムであり、GビズIDアカウントを利用して電子申請することができます。GビズIDアカウントを利用する場合、電子証明書の添付を省略することができます(保険関係成立届等一部手続を除く)。GビズIDアカウントの作成方法については、GビズIDのホームページ(<https://gbiz-id.go.jp>)をご覧ください。

電子申請などの詳しい内容については、

e-Gov電子申請のホームページ (<https://shinsei.e-gov.go.jp>) をご覧ください。



また、電子申請の事前準備や操作方法等については、

「e-Gov利用者サポートデスク」へお問い合わせください。

- ・電話番号：050-3786-2225 (050ビジネスダイヤル)
- ・受付時間：4・6・7月 平日 午前9時から午後7時まで
土日・祝日 午前9時から午後5時まで
- 5・8～3月 平日 午前9時から午後5時まで

※土日・祝日及び年末年始(12月30日～1月3日)は受付を休止いたします。

様式第6号（第24条、第25条、第33条関係）（甲）（1）
労働保険 **概算**增加概算・確定保険料 申告書
石綿健康被害救済法 一般拠出金

〔12〕 保険料算定基礎額の見込額 欄
保険関係成立の日から保険年度末（令和7年3月31日）までの期間内に支払う借
金総額の見込額を、1,000円未満の端数を切り捨てて記入します。

標準字体 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9
第3片「記入に当たっての注意事項」をよく読んでから記入して下さい。
OCR仲へのは記入は上記の「標準字体」でお願いします。

(14) 概算・増加概算保険料額欄
⑫保険料算定基礎額の見込額に、⑬保険料率を乗じて得た額を、1円未満の端数を切り捨てて記入します。
なお、(口)及び(ホ)に記入した場合はその合計額を、(口)又は(ホ)のどちらか一方に記入した場合はその額を(イ)に記入します。

〔㉒ 欄別期納付額〕欄
各期の納付額を記入します。なお各期納付額は次のようにして算出します。
概算保険料額（「㉔欄の（イ）の額」を「㉗」の納付回数で除し、その額に1円又は2円の端数があるときは、その端数を1期に加算して「㉖欄の（イ）」の概算保険料額の1期分欄に記入し、端数のなくなつた額（2期分、3期分（納付回数が2回の場合
は2期のみ））を「㉖欄の（チ）、（ル）」のそれぞれの該当欄に記入します。

(26) 加入している労働保険 欄

労災保険と雇用保険の両保険に加入しているときは、(イ)と(ロ)を、労災保険のみに加入しているときは、(イ)を、雇用保険のみに加入しているときは、(ロ)を〇で閉きます。

領 収 済 通 知 書		印	労働保険	国庫金	(記入例) ￥0123456789		
取 扱 序 名		※取扱番号		監査記入欄(なまら黒のボールペンで力を入れて書かねばなりません)に記入して下さい。			
30840							
都道府県 所轄 普 帯		基 本 番 号		技 術 番 号		※CD	
1 3 1 0 1 3 0 4 7 1 1 - 0 0 0		第1		1		全部	
※会員登録料(元号:令和9年)※徴収定率(元号:令和9年)※受取年月日(元号:令和9年)							
支 手 - <input type="text"/> 年 初 第2		支 手 - <input type="text"/> 年 初 第3		支 手 - <input type="text"/> 年 初 第4			
※取扱区分 第5※課題区分 第6※政治区分 第7※徴収区分 第8※指示コード 第9							
※内訳券受領 第10							
内訳券 第11							
納付額(合計額) 第12							
あと先 上記の合計額を領収しました。							
〒 102-8307 領収日付等							
千代田区九段南 1-2-1							
九段第3合同倉庫 12階							
納付の場所 日本銀行(本店・支店・代理店又は収入代理店)、所轄都道府県労働局、所轄労働基準監督署							
(官庁送付分)							

(17) 延納の申請 **欄**
納付すべき算定保険料が40万円（労災保険又は雇用保険に係る保険関係の場合は、み保険料の納付回数を記入します。）
延納の方法は、保険関係成立の日が4月1日から5月31日までのときは3回、6月1日から9月30日までのときは2回となり、10月1日以降のときは延納は認められません。なお、延納する場合、2期、3期の額に1円又は2円の端数があるときはその額を最初の期に合算します。

(23) 保険関係成立年月日 欄

雇用保険適用事業所設置届

(必ず第2面の注意事項を読んでから記載してください。)

※ 事業所番号

帳票種別

12001 6000012070001

1. 法人番号（個人事業の場合は記入不要です。）

下記のとおり届けます。

飯田橋公共職業安定所長 殿

令和 6 年 4 月 8 日

2. 事業所の名称（カタカナ）

カフハシキカハイシャ

事業所の名称〔続き（カタカナ）〕

カスミショウテン

3. 事業所の名称（漢字）

株式会社

事業所の名称〔続き（漢字）〕

カスミ商店

4. 郵便番号

100-XXXXX

5. 事業所の所在地（漢字）※市・区・都及び町村名

千代田区霞が関

事業所の所在地（漢字）※丁目・番地

1 丁目 × 番 × 号

事業所の所在地（漢字）※ビル、マンション名等

6. 事業所の電話番号（項目ごとにそれぞれ左詰めで記入してください。）

03-XXXX-XXXX

市外局番

市内局番

番号

7. 設置年月日

5-060401 (3 昭和 4 平成)
(5 令和)

元号

年

月

日

8. 労働保険番号

13101304711000

府県

所掌 営業

基幹番号

校番号

※ 記 載 欄	9. 設置区分	10. 事業所区分	11. 産業分類	12. 台帳保存区分
公共職業安定所 事務所の所在地	<input type="checkbox"/> (1 当然) <input type="checkbox"/> (2 任意)	<input type="checkbox"/> (1 個別) <input type="checkbox"/> (2 委託)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> (1 日雇被保険者 のみの事業所) <input type="checkbox"/> (2 船舶所有者)

13. 事業	(フリガナ) 住 所 (法人のときは主たる 事務所の所在地)	トウキョウト チヨダク カスミガセキ 東京都千代田区霞が関 1-×-×				17. 常時使用労働者数 一般 9 人	10 人		
	(フリガナ) 名 称	カブシキガイシャ カスミショウテン 株式会社カスミ商店					日雇 人		
主 氏 名 (法人のときは代表者の氏名)	(フリガナ) 姓 名	ダイヒヨウトリシマリヤク チヨダ カスミ 代表取締役 千代田 カスミ				賃金締切日 賃金支払日	25 日 当・翌月 末日		
	氏 名	卸売業、小売業				19. 賃金支払関係 20. 雇用保険担当課名	総務課 人事・給与係		
14. 事 業 の 概 要 (漁業の場合は漁船の 総トン数を記入すること)					21. 社会保険加入状況	健康保険 厚生年金保険 労災保険			
15. 事 業 の 開始年月日	令和 6 年 4 月 1 日	※ 事 業 の 廃止年月日	令和 年 月 日	※ 所 長	次 長	課 長	係 長	係 長	操作者
備 考									

(この届出は、事業所を設置した日の翌日から起算して10日以内に提出してください。)

■ 様式第2号（第6条関係）

雇用保険被保険者資格取得届

標準字体 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9

（必ず第2面の注意事項を読んでから記載してください。）

帳票種別

19101

1.個人番号

123456789000

2.被保険者番号

4900-123456-7

3.取得区分

2 (1新規)
(2再取得)

4.被保険者氏名

適用 優子

フリガナ(カタカナ)

テキヨウコウコ

5.変更後の氏名

フリガナ(カタカナ)

6.性別

2 (1男)
(2女)

7.生年月日

3-521025
元号 年 月 日

8.事業所番号

4900-987654-3
元号 年 月 日

9.被保険者となったこと

の原因 2

10.賃金(支払の態様ー賃金額:単位千円)

1-□300
百万 十万 万 千円

11.資格取得年月日

5-060401
元号 年 月 日

1 新規(新規)
2 新規(その他)
3 日雇からの切替
4 その他
5 出向元への復帰等
(65歳以上)

12.雇用形態

4 (1日雇
3パート
5季節的雇用
6船員)
(2派遣
4有期契約
7その他)

13.職種

01 (01~11)
参照 第2面

14.就職経路

1 (1安定所紹介
2自己就職
3民間紹介
4把握していない)

15.1週間の所定労働時間

4000
時間 分

16.契約期間の定め

1

1 有 —

契約期間

5-060401
元号 年 月 日

5-070331
元号 年 月 日

契約更新条項の有無
1 (1有)
2 (2無)

事業所名 株式会社カスミ商店

備考 []

17.被保険者氏名(ローマ字)(アルファベット大文字で記入してください。)

被保険者氏名(ローマ字)

18.在留カードの番号(在留カードの右上に記載されている12桁の英数字)

19.在留期間

西暦

 年 月 日

20.資格外活動の許可の有無

□ (1有)
(2無)

21.派遣・請負就労区分

□ (1派遣・請負労働者として主として当該事業所以外で就労する場合)
(2に該当しない場合)

22.国籍・地域

()

23.在留資格

()

* 24.取得時被保険者種類

□ (1一般)
(2短期常態)
(3季節)
(11高齢被保険者(65歳以上))

25.番号複数取得チェック不要

□ (チェックリストが
出されたが、調査の
結果、同一人でなかった
場合に「1」を記入。)

26.国籍・地域コード

□□ (22欄に対応)
するコードを記入)

27.在留資格コード

□□ (23欄に対応)
するコードを記入)

雇用保険法施行規則第6条第1項の規定により上記のとおり届けます。

住所 東京都千代田区霞が関1-×-×

令和 6年 4月 8日

事業主 氏名 株式会社カスミ商店 代表取締役 千代田 カスミ

飯田橋 公共職業安定所長 殿

電話番号 03-XXXX-XXXX

社会保険 労務士 記載欄	作成年月日・提出代行者・事務処理者の表示	氏名	電話番号
--------------------	----------------------	----	------

※所長	次長	課長	係長	係	操作者
-----	----	----	----	---	-----

※ 備考

確認通知 令和 年 月 日

●労災保険率表

(令和6年4月1日現在)

事業の種類の分類	業種番号	事業の種類	労災保険率
林業	02又は03	林業	52/1,000
漁業	11	海面漁業(定置網漁業又は海面魚類養殖業を除く。)	18/1,000
	12	定置網漁業又は海面魚類養殖業	37/1,000
鉱業	21	金属鉱業、非金属鉱業(石灰石鉱業又はドロマイド鉱業を除く。) 又は石灰鉱業	88/1,000
	23	石灰石鉱業又はドロマイド鉱業	13/1,000
	24	原油又は天然ガス鉱業	2.5/1,000
	25	採石業	37/1,000
	26	その他の鉱業	26/1,000
建設事業	31	水力発電施設、ずい道等新設事業	34/1,000
	32	道路新設事業	11/1,000
	33	舗装工事業	9/1,000
	34	鉄道又は軌道新設事業	9/1,000
	35	建築事業(既設建築物設備工事業を除く。)	9.5/1,000
	38	既設建築物設備工事業	12/1,000
	36	機械装置の組立て又は据付けの事業	6/1,000
	37	その他の建設事業	15/1,000
製造業	41	食料品製造業	5.5/1,000
	42	繊維工業又は繊維製品製造業	4/1,000
	44	木材又は木製品製造業	13/1,000
	45	パルプ又は紙製造業	7/1,000
	46	印刷又は製本業	3.5/1,000
	47	化学工業	4.5/1,000
	48	ガラス又はセメント製造業	6/1,000
	66	コンクリート製造業	13/1,000
	62	陶磁器製品製造業	17/1,000
	49	その他の窯業又は土石製品製造業	23/1,000
	50	金属精錬業(非鉄金属精錬業を除く。)	6.5/1,000
	51	非鉄金属精錬業	7/1,000
	52	金属材料品製造業(鋳物業を除く。)	5/1,000
	53	鋳物業	16/1,000
	54	金属製品製造業又は金属加工業(洋食器、刃物、手工具又は一般 金物製造業及びめっき業を除く。)	9/1,000
	63	洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業(めっき業を除く。)	6.5/1,000
	55	めっき業	6.5/1,000
	56	機械器具製造業(電気機械器具製造業、輸送用機械器具製造業、 船舶製造又は修理業及び計量器、光学機械、時計等製造業を除く。)	5/1,000
	57	電気機械器具製造業	3/1,000
	58	輸送用機械器具製造業(船舶製造又は修理業を除く。)	4/1,000
	59	船舶製造又は修理業	23/1,000
	60	計量器、光学機械、時計等製造業(電気機械器具製造業を除く。)	2.5/1,000
	64	貴金属製品、装身具、皮革製品等製造業	3.5/1,000
	61	その他の製造業	6/1,000
運輸業	71	交通運輸事業	4/1,000
	72	貨物取扱事業(港湾貨物取扱事業及び港湾荷役業を除く。)	8.5/1,000
	73	港湾貨物取扱事業(港湾荷役業を除く。)	9/1,000
	74	港湾荷役業	12/1,000
電気、ガス、水道 又は熱供給の事業	81	電気、ガス、水道又は熱供給の事業	3/1,000
その他事業	95	農業又は海面漁業以外の漁業	13/1,000
	91	清掃、火葬又はと畜の事業	13/1,000
	93	ビルメンテナンス業	6/1,000
	96	倉庫業、警備業、消毒又は害虫駆除の事業又はゴルフ場の事業	6.5/1,000
	97	通信業、放送業、新聞業又は出版業	2.5/1,000
	98	卸売業・小売業、飲食店又は宿泊業	3/1,000
	99	金融業、保険業又は不動産業	2.5/1,000
	94	その他の各種事業	3/1,000
	90	船舶所有者の事業	42/1,000

●労働保険料の算定基礎となる賃金早見表（例示）

賃金総額に算入するもの	賃金総額に算入されないもの
・基本給、固定給等基本賃金	・休業補償費 (業務災害、通勤災害に係るもの)
・超過勤務手当、深夜手当、休日手当等	・結婚祝金
・扶養手当、子供手当、家族手当等	・死亡弔慰金
・宿・日直手当	・災害見舞金
・役職手当、管理職手当等	・増資記念品代
・地域手当	・私傷病見舞金
・住宅手当	・解雇予告手当 (労働基準法第20条の規定に基づくもの)
・教育手当	・年功慰労金
・単身赴任手当	・出張旅費、宿泊費・赴任手当等 (実費弁償的なもの)
・技能手当	・制服
・特殊作業手当	・会社が全額負担する生命保険の掛金
・奨励手当	・財産形成貯蓄のため事業主が負担する奨励金等
・物価手当	・(労働者が行う財産形成貯蓄を奨励援助するため事業主が労働者に対して支払う一定の率又は額の奨励金等)
・調整手当	・創立記念日等の祝金 (恩恵的なものでなく、かつ、全労働者又は相当多数に支給される場合を除く)
・賞与	・チップ (奉仕料の配分として事業主から受けるものを除く)
・通勤手当	・住居の利益 (一部の社員に社宅等の貸与を行っているが、他の者に均衡給与が支給されない場合)
・定期券、回数券等	・退職金 (退職を事由として支払われる場合であって、退職時に支払われるもの又は事業主の都合等により退職前に一時金として支払われるもの)
・休業手当 (労働基準法第26条の規定に基づくもの)	
・雇用保険料その他社会保険料 (労働者の負担分を事業主が負担する場合)	
・住居の利益 (社宅等の貸与を行っている場合のうち貸与を受けない者に対し均衡上住宅手当を支給する場合)	
・いわゆる前払い退職金 (労働者が在職中に、退職金相当額の全部又は一部を給与や賞与に上乗せするなど前払いされるもの)	
・社会保険適用促進手当 (短時間労働者への社会保険の適用を促進するため、労働者が社会保険に加入するにあたり事業主が労働者の保険料負担を軽減するために支給するもの)	

●雇用保険率表

事業の種類	保 険 率	事業主負担率	被保険者負担率
一般の事業	15.5 1000	9.5 1000	6 1000
農林水産 清酒製造の事業	17.5 1000	10.5 1000	7 1000
建設の事業	18.5 1000	11.5 1000	7 1000

(令和6年4月1日現在)

※園芸サービス、牛馬の育成、酪農、養鶏、養豚、内水面養殖及び特定の船員を雇用する事業については一般の事業の率が適用されます。

◎雇用保険の被保険者負担額と端数処理について

雇用保険の被保険者負担額は、労働者（被保険者）に支払われた賃金額に被保険者負担率をかけて算定します。

この被保険者負担額については、事業主は、労働者に賃金を支払う都度、その賃金額に応じて被保険者負担額を、賃金から控除することができます。

この額に1円未満の端数が生じた場合、「通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律」第3条に基づき、債務の弁済額に50銭未満の端数があるときは切り捨て、50銭以上1円未満のときには1円に切り上げることとなります。

なお、この端数処理は、債務の弁済を現金で支払う時点で行うことから、雇用保険の被保険者負担額を賃金から源泉控除する場合には、事業主が被保険者に控除後の賃金を現金で支払う時点で端数処理を行うこととなるため、結果として50銭以下の場合は切り捨て、50銭1厘以上の場合は切り上げとなります。

ただし、これらの端数処理の取扱いは、労使の間で慣習的な取扱い等の特約がある場合にはこの限りではなく、例えば、従来切り捨てで行われていた場合、引き続き同様の取扱いを行ったとしても差し支えありません。

まだ、労働保険の成立手続を行っていない事業主の方は、今すぐ最寄りの労働基準監督署、公共職業安定所（ハローワーク）で成立手続をしましょう。また、ご相談・お問い合わせについても、お気軽におたずねください。

建設の事業を営む事業主の皆様へ

請負による建設の事業は、元請負人が全体の事業についての事業主として、工事全体の保険料の納付等の義務を負うこととなっています。

また、建設の事業は数次の請負によって行われることが常態なので、元請負人がその工事全体の支払賃金総額を正しく把握することが難しい場合があります。このため、元請負人が請け負った工事全体の請負金額に保険料率とは別に定められる労務費率（工事の請負金額に占める賃金総額の割合）を乗じて得た額を賃金総額として労災保険の保険料額を算定することが認められています。

工事開始日が平成27年4月1日以降のものについて、請負金額により賃金総額を算定する場合には、請負金額から消費税額分を除いたものに、下記の表の「工事開始日が平成27年4月1日以降のもの」欄の労務費率を掛けて算定してください。

$$\text{消費税額を除く} \quad \times \quad \text{該当する労務費率} \quad = \quad \text{賃金総額}$$

事業の種類・労務費率・保険料率一覧表

業種 番号	事 業 の 種 類	工事開始日が 平成24年4月1日～ 平成27年3月31日 のもの		工事開始日が 平成27年4月1日～ 平成30年3月31日 のもの		工事開始日が 平成30年4月1日～ 令和6年3月31日 のもの		工事開始日が 令和6年4月1日～ のもの		
		労務費率	保険料率	労務費率	保険料率	労務費率	保険料率	労務費率	保険料率	
31	水 力 発 電 施 設 すい道等新設事業	18%	1,000分の 89	19%	1,000分の 79	18% 19%	1,000分の 64 62	19%	1,000分の 34	
32	道 路 新 設 事 業	20	16	20	11	19	11	19	11	
33	舗 装 工 事 業	18	10	18	9	17	9	17	9	
34	鉄道又は軌道新設事業	23	17	25	9.5	24	9	19	9	
35	建 築 事 業 (既設建築物設備工事業を除く。)	21	13	23	11	23	9.5	23	9.5	
38	既設建築物設備工事業	22	15	23	15	23	12	23	12	
36	機械装置 の組立て 又は据付け の事業	組立て又は取り 付けに関するもの	38	7.5	40	6.5	38	6.5	38	6
		その他のもの	21		22		21		21	
37	其 他 の 建 設 事 業	23	19	24	17	24	15	23	15	

※業種番号31「水力発電施設、すい道等新設事業」の工事開始日が「平成30年4月1日から令和3年1月31日までのもの」については、一部異なる取扱いとなります。詳細は厚生労働省ホームページをご参照ください。

(<https://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/roudouhokenpoint/dl/leaflet.pdf>)



労災保険の特別加入について

労災保険は、本来、労働者の業務または通勤による災害に対して保険給付を行う制度ですが、労働者以外でも、その業務の実情、災害の発生状況などからみて、特に労働者に準じて保護することが適当であると認められる一定の人については、任意で労災保険に加入することができます。これを労災保険の「特別加入」制度といいます。

特別加入制度には、第1種から第3種までの3種類の制度が存在し、以下のとおりそれぞれ対象となる方が異なります。

○ 第1種特別加入制度

中小規模（※）の事業の事業主や、その事業に従事する者のうち労災保険の対象とならない方（家族従事者、役員等）を対象とした制度です。

加入するためには、事業の労働保険の事務処理を労働保険事務組合（P28参照）に委託する必要があります。

○ 第2種特別加入制度

労働者を使用しないで法令で定められた事業を行うことを常態とする一人親方、自営業者並びにそれらの事業に従事する方（家族従事者、役員等）、及び特定作業従事者として法令に定められた作業に従事する方を対象とした制度です。

対象となる事業又は作業については、下記のリンク先のパンフレットをご確認ください。

○ 第3種特別加入制度

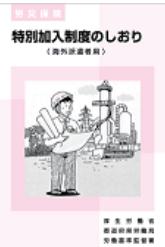
日本国内の事業主から海外で行われる事業に労働者として派遣される方、並びに海外にある中小規模（※）の事業に事業主等（事業主、役員など労働者ではない立場）として派遣される方、及び開発途上地域に対する技術協力の実施の事業（有期事業を除く）を行う団体から派遣されて、開発途上地域で行われている事業に従事する方を対象とした制度です。

※ 中小規模と認められる企業規模

業種	労働者数
金融業 保険業	50人以下
不動産業 小売業	
卸売業 サービス業	100人以下
上記以外の業種	300人以下

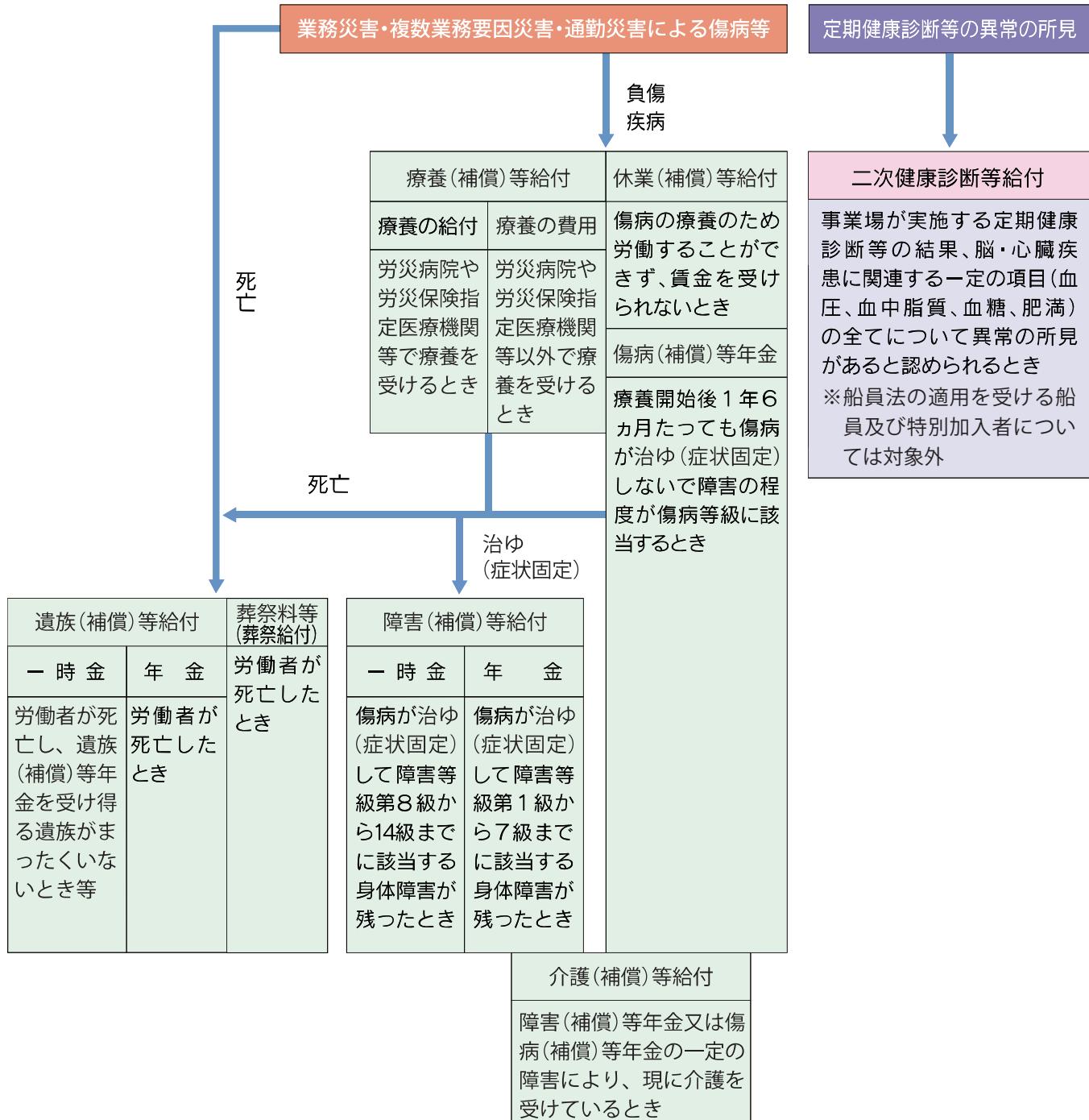
特別加入について詳しく知りたい方は、下記のパンフレットをご覧ください。

- ・第1種特別加入
- ・第2種特別加入
(一人親方・自営業者)
- ・第2種特別加入
(特定作業従事者)
- ・第3種特別加入



労災保険制度

労働者が業務上の事由、二以上の事業の業務を要因とする事由又は通勤によって負傷したり、病気につかかったり、あるいは不幸にも死亡された場合に被災労働者や遺族の方に必要な給付を行います。



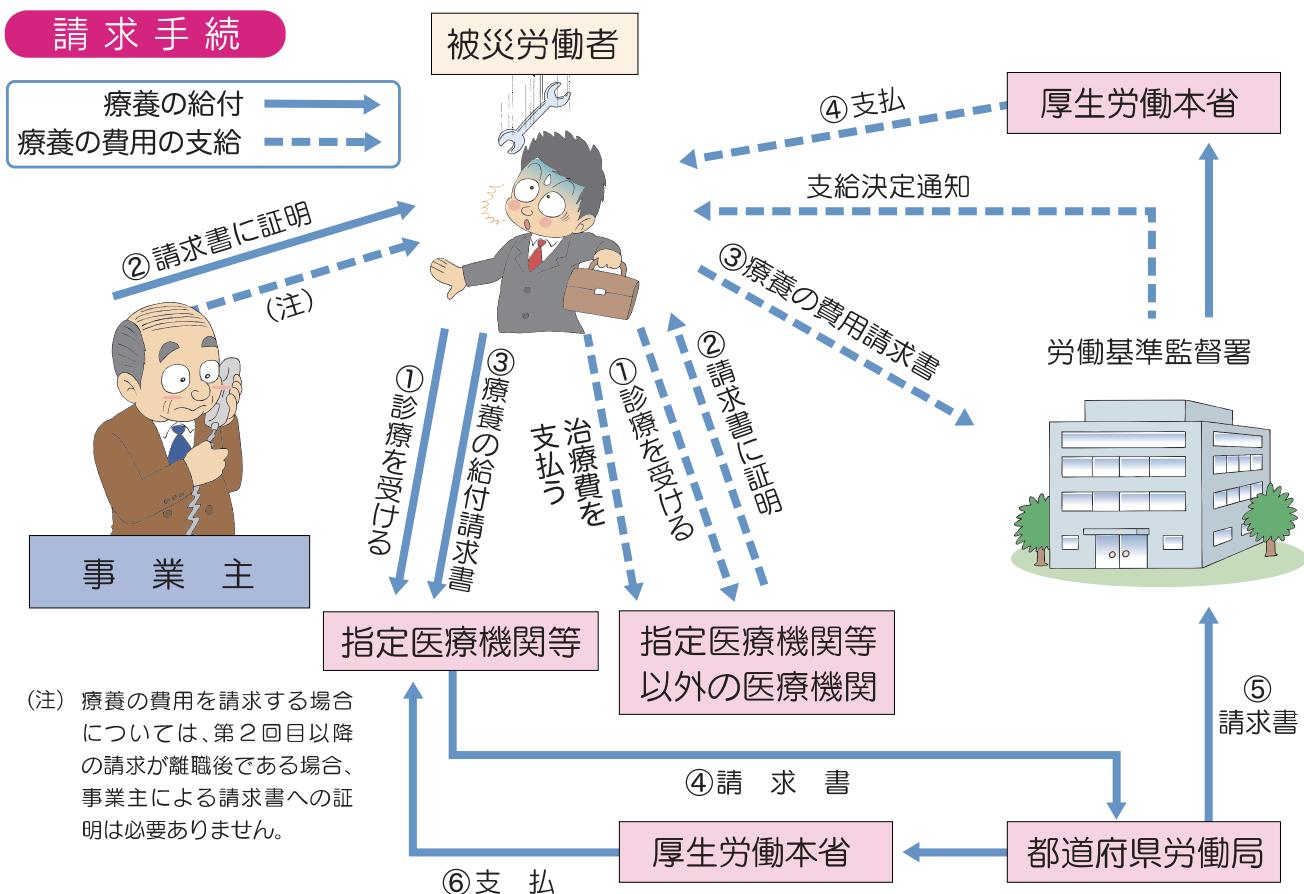
〈労災給付の種類〉

1 療養（補償）等給付

労働者が業務上の事由、二以上の事業の業務を要因とする事由又は通勤による傷病により療養を必要とする場合に行われ、現物給付としての「療養の給付」と現金給付としての「療養の費用の支給」の2種類がありますが、「療養の給付」が原則です。

「療養の給付」とは、労災保険指定医療機関等で受診した場合には、原則として傷病が治ゆ（症状固定）するまでの間、無料で療養を受けられる、つまり現物による給付を行う制度です。これに対し「療養の費用の支給」は、労災保険指定医療機関等以外で療養を受けた場合等において支払った費用を現金で支給する制度です。

なお、療養（補償）等給付の範囲としては、治療費、入院の費用、看護料、移送費等通常療養のために必要なものは、原則、全て含まれます（ただし一般に治療効果の認められていない特殊な治療や傷病の程度から必要がないと認められる付添看護師を雇った場合等は支給されません）。



2 休業（補償）等給付

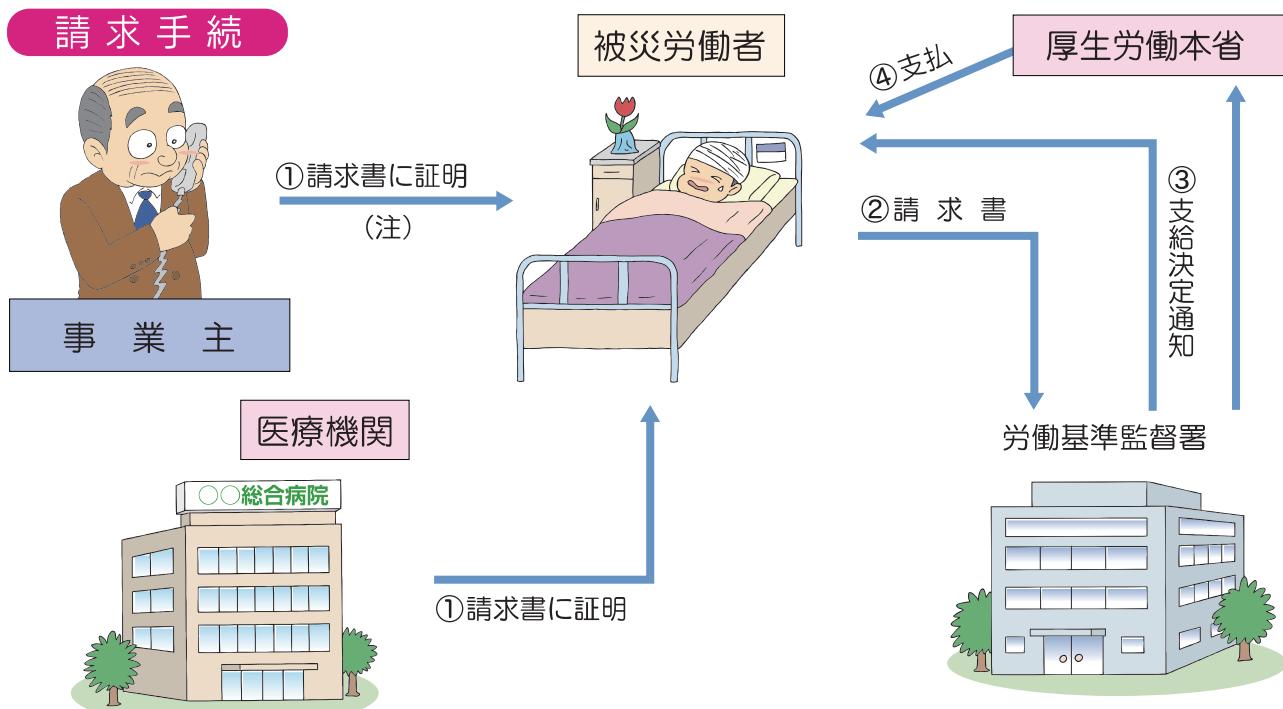
労働者が業務上の事由、二以上の事業の業務を要因とする事由又は通勤による傷病の療養のために休業し、賃金を受けない日の第4日目以降から支給されます（ただし、業務災害の場合、休業初日から3日間は事業主が労働基準法の規定に基づく休業補償を行わなければなりません）。

この場合、休業1日につき給付基礎日額の60%が休業（補償）等給付として支給されますが、このほかに、社会復帰促進等事業として給付基礎日額の20%が特別支給金として休業（補償）等給付とセットで支給されます。

給付基礎日額は、原則として、災害が発生した日以前3ヵ月間に被災した労働者に支払われた賃金の総額を、その期間の総日数で割った額です。複数の事業場で働いている労働者の給付基礎日額については、原則複数就業先に係る給付基礎日額に相当する額を合算した額となります。

なお、労災保険における給付基礎日額については年齢階層区分により最高限度額及び最低限度額が厚生労働大臣告示により決められており、平均額が最高限度額を超えるとき及び最低限度額に満たないときに適用されます。

(注) 通勤災害の場合は、一部負担金200円（健康保険の日雇特例被保険者の場合は100円）が必要となりますですが、これは休業給付を支給する際に自動的に政府が減額して支給することとしております。



(注) 第2回目以降の請求が離職後である場合には、事業主による請求書への証明は必要ありません。
ただし、離職後であっても当該請求における療養のため労働できなかった期間の全部又は一部が離職前に
係るものである場合は、請求書への証明が必要です。

3 傷病（補償）等年金

療養開始後1年6ヵ月を経過しても治ゆ（症状固定）せず、傷病等級（第1級～第3級）に該当するときに、所轄の労働基準監督署長が職権で給付を決定し、支給額については、給付基礎日額の313日～245日分が年金として支給されます。

4 障害（補償）等給付

傷病が治ゆ（症状固定）したとき身体に一定の障害が残った場合、障害等級第1級～第7級の場合は、給付基礎日額の313日～131日分の障害（補償）等年金が、また第8級～第14級の場合は給付基礎日額の503日～56日分の障害（補償）等一時金が支給されます。

(注) 同一事由により、厚生年金保険の障害厚生年金等が併給される場合には、一定の調整率によって調整され支給されることになっています。

① 障害（補償）等年金差額一時金

障害（補償）等年金の受給者が死亡した場合、その者に支給された障害（補償）等年金の合計額が次表の額に満たないときは、その差額が一時金として遺族に対し支給されます。

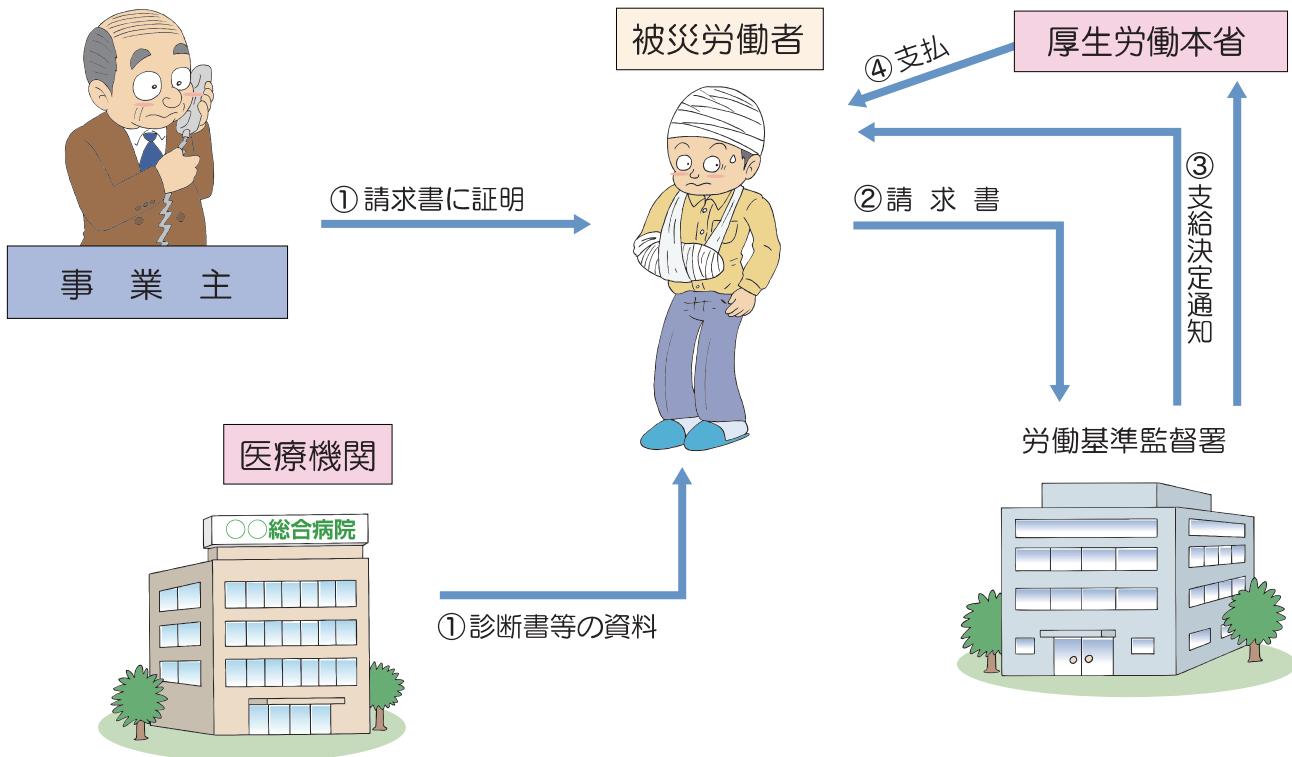
② 障害（補償）等年金前払一時金

障害（補償）等年金受給権者の請求に基づいて、その障害等級に応じ、次表に掲げる額を限度

として障害(補償)等年金が一定額までまとめて前払で受けられますが、前払一時金に達するまで年金は支給停止されます。

障害等級	額
第1級	給付基礎日額の1,340日分
第2級	" 1,190日分
第3級	" 1,050日分
第4級	" 920日分
第5級	" 790日分
第6級	" 670日分
第7級	" 560日分

請求手続



5 遺族（補償）等給付

労働者が業務上の事由、二以上の事業の業務を要因とする事由又は通勤により死亡した場合に支給され、遺族（補償）等年金と遺族（補償）等一時金の二種類があります。

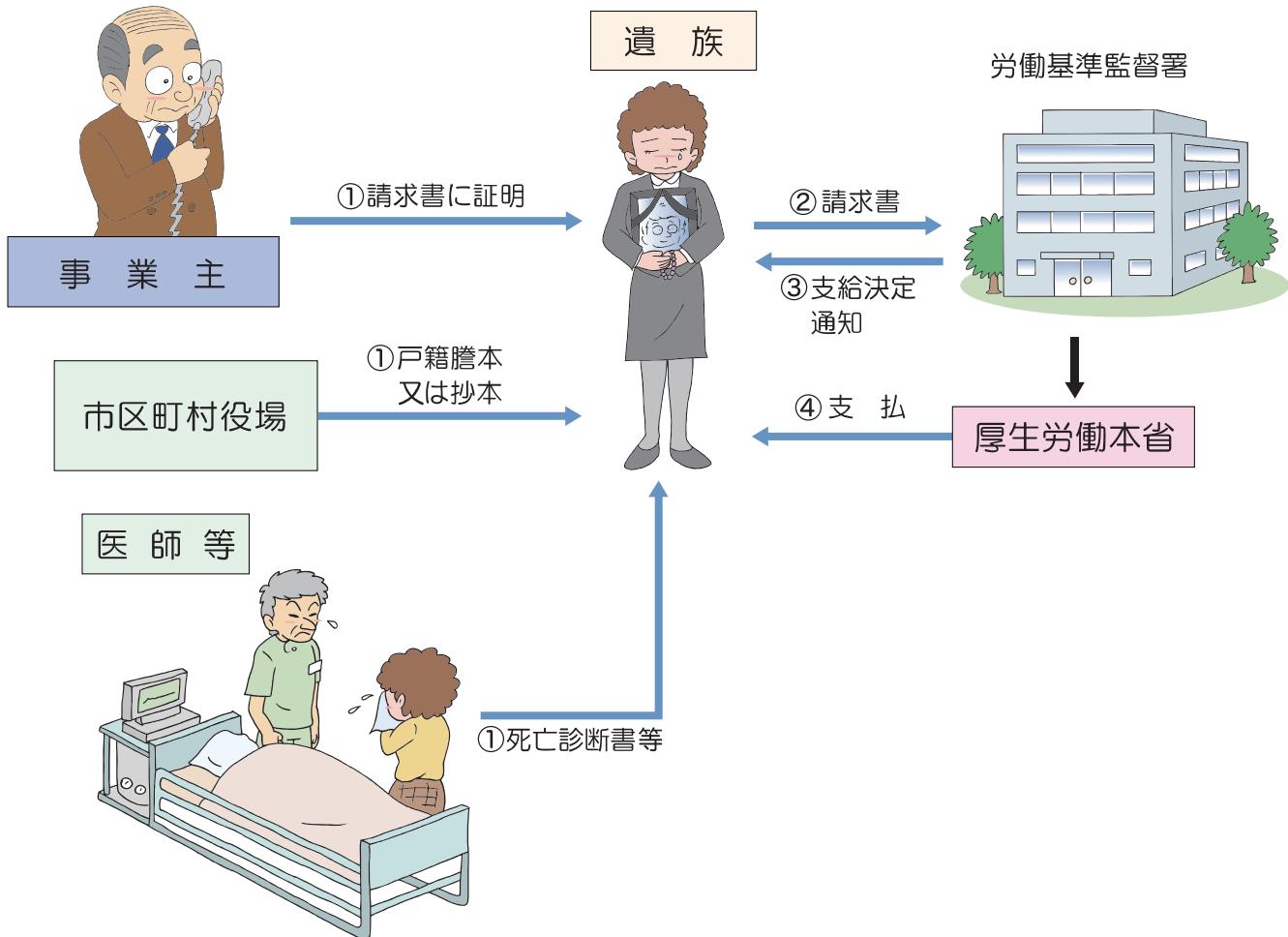
労働者の死亡当時その収入によって生計を維持していた一定の範囲の遺族に対し遺族（補償）等年金が、年金受給権者がいない場合には、一定の範囲の遺族に対して給付基礎日額の1,000日分の遺族（補償）等一時金が支給されます。

遺族（補償）等年金の支給額は次のとおりです。

遺族数	年金額
1人	年金給付基礎日額の153日分
55歳以上の妻又は障害の状態にある妻	" 175日分
2人	" 201日分
3人	" 223日分
4人以上	" 245日分

(注) 遺族数は、遺族（補償）等年金の受給権者及び受給権者と生計を同じくしている受給資格者の人数です。同一の事由により厚生年金保険の遺族厚生年金等が併給される場合は一定の調整率によって調整され支給されることになっています。

請求手続



**遺族(補償)等年金
前 払 一 時 金** 給付基礎日額の1,000日分を限度とする一時金を年金の前払金として受けられますが、前払一時金相当額に達するまで年金は支給停止されます。

6 葬祭料等（葬祭給付）

葬祭を行った者に対し、315,000円+給付基礎日額の30日分、又は給付基礎日額の60日分のいずれか高い方が支給されます。

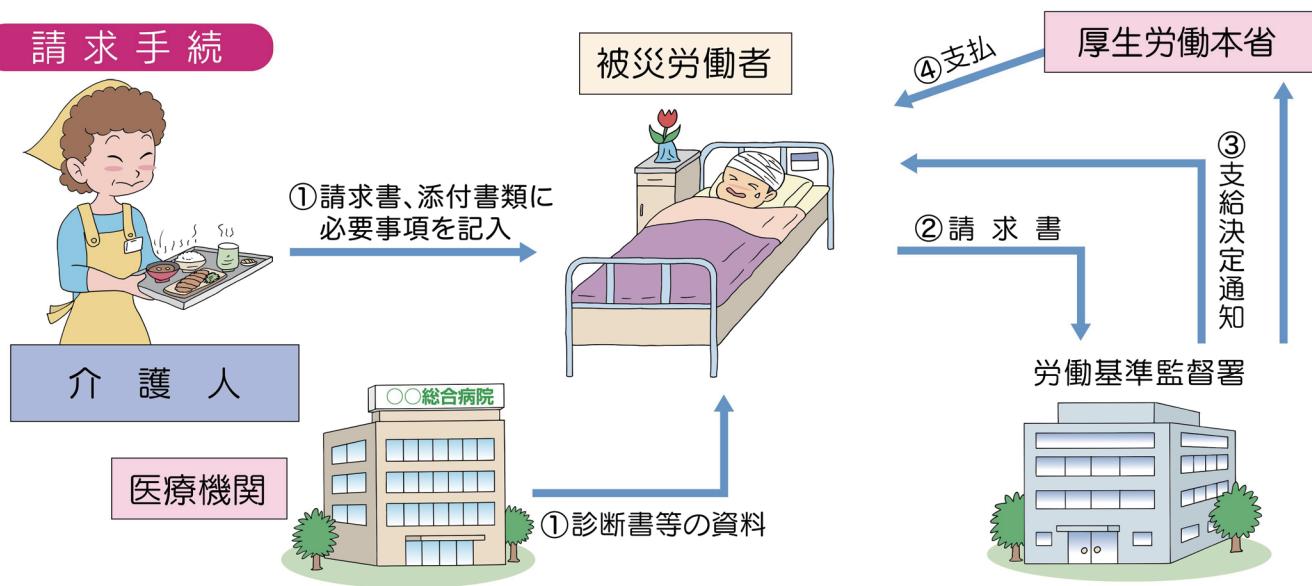
7 介護（補償）等給付

一定の障害により傷病（補償）等年金又は障害（補償）等年金を受給し、かつ、現に介護を受けている場合に、月を単位として支給されます。

常時介護を要する状態の場合は、介護の費用として支出した額が177,950円を上限として支給されます。ただし、親族等の介護を受けていた方で、介護の費用を支出していない場合又は支出した額が81,290円を下回る場合は、一律81,290円が支給されます。

また、随時介護を要する状態の場合は、介護の費用として支出した額が88,980円を上限として支給されます。ただし、親族等の介護を受けていた方で、介護の費用を支出していない場合又は支出した額が40,600円を下回る場合は、一律40,600円が支給されます。

請求手続



8 二次健康診断等給付

労働安全衛生法に基づく定期健康診断等の結果、血圧検査、血中脂質検査、血糖検査、腹囲の検査又はBMI(肥満度)の測定の4項目全てに異常の所見が認められた場合には、二次健康診断及び特定保健指導を受けることができます（すでに脳・心臓疾患の症状を有している者を除く）。

それぞれの内容は次のとおりです。

二次健康診断

- 空腹時血中脂質検査
- 空腹時血糖値検査
- ヘモグロビンA_{1c}検査
- 負荷心電図検査又は胸部超音波検査
(心エコー検査)
- 頸部超音波検査(頸部エコー検査)
- 微量アルブミン尿検査

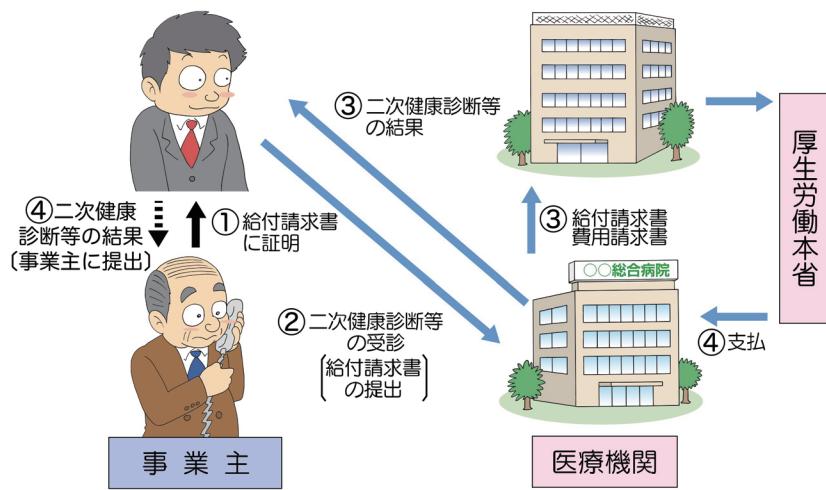
特定保健指導

- 栄養指導
- 運動指導
- 生活指導

労働者

都道府県労働局

厚生労働本省



9 社会復帰促進等事業

●被災労働者の療養後における円滑な社会復帰を促進するため
義肢等補装具の購入(修理)に要した費用の支給、後遺障害に対するアフターケア等が受けられます。

●被災労働者及びその遺族等の援護を図るため

労災就学援護費、労災就労保育援護費等が受けられます。

上記の他にも労働者の福祉の増進を図るための事業を行っておりますので、詳しくは、最寄りの労働基準監督署へお尋ねください。

電子申請について

労災保険給付の請求に係る諸手続については、電子申請により行うこともできます。

詳しくはe-Gov電子申請のホームページ(<https://shinsei.e-gov.go.jp>)をご参照ください。



雇用保険制度

雇用保険とは労働者が失業した場合や労働者について雇用の継続が困難となる事由が生じた場合などに、労働者の生活及び雇用の安定を図るとともに、再就職を促進するために必要な給付を行うものです。また、失業の予防、労働者の能力開発及び向上等を図るための事業も行っています。

手続を怠って(失念して)いた場合

雇用保険の適用事業となった場合は、所定の期間内に、雇用保険適用事業所設置届及び雇用保険被保険者資格取得届を所轄の公共職業安定所に提出しなければなりませんが（P 2～P 3 参照）、何らかの事由により手続もれがあった場合には、過去に遡及して被保険者となったことの確認を行うこととなります。被保険者となったことの事実があった日を被保険者となった日とすることが原則ですが、雇用保険被保険者資格取得届の提出が雇入れ後相当期間経過してから行われた場合には、被保険者であったはずの期間が確認できることにより、失業等給付の支給内容等に影響が出ることがありますので、こうした手続もれが生ずることのないように十分注意することが必要です。

被保険者の範囲

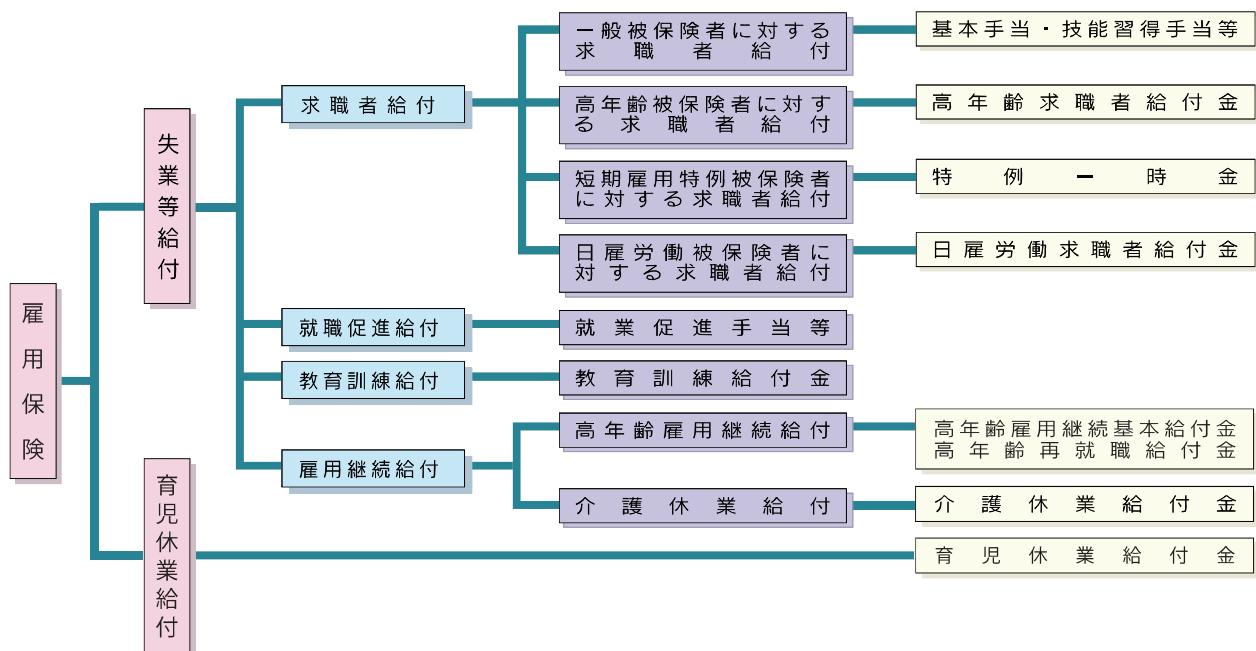
適用事業に雇用される労働者であって、昼間学生など雇用保険法第6条各号に掲げる者以外の者は、原則として被保険者となります。

●被保険者の種類

1. 一般被保険者（65歳未満の常用労働者）
2. 高年齢被保険者（65歳以上の常用労働者）
3. 短期雇用特例被保険者（季節的に雇用される者）
4. 日雇労働被保険者（日々雇用される者、30日以内の期間を定めて雇用される者）

雇用保険制度の概要(体系)

労働者（被保険者）が離職されたときなどに一定の要件で失業等給付等を受けることができます。



雇用保険の基本手当の所定給付日数

① 倒産・解雇等による離職者（③を除く）

被保険者であった期間 区分	6ヶ月以上 1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
30歳未満	90日	90日	120日	180日	—
30歳以上45歳未満		120日	180日	210日	240日
35歳以上45歳未満		150日		240日	270日
45歳以上60歳未満		180日	240日	270日	330日
60歳以上65歳未満		150日	180日	210日	240日

② 倒産・解雇等以外の事由による離職者（③を除く）

被保険者であった期間 区分	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
全年齢	90日	90日	120日	150日

③ 就職困難者

被保険者であった期間 区分	1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
45歳未満	150日	300日			
45歳以上65歳未満		360日			

基本手当を受ける要件

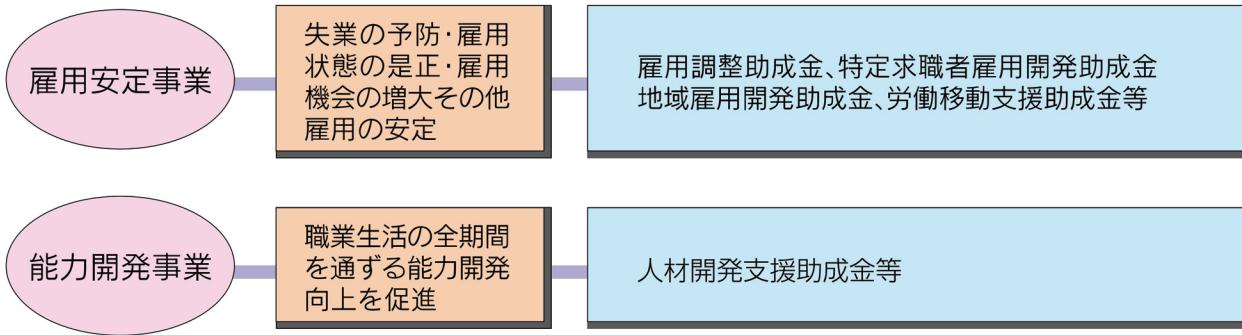
原則として離職の日以前2年間に、被保険者期間が通算して12ヵ月以上（倒産・解雇等により離職された方は、離職の日以前1年間に被保険者期間が通算して6ヵ月以上でも可）あり、再就職に対して積極的な意志と能力があることです。

基本手当の日額

原則として離職の日以前6ヵ月間に支払われた賃金の日額の50%～80%に相当する額です（ただし、離職の日において60～64歳の者については45%～80%に相当する額です）。

事業主の方には

雇用保険では失業等給付等以外にも、景気の変動などにより事業活動の縮小を余儀なくされた場合に、労働者の休業、教育訓練又は出向を行った事業主に対して支給される雇用調整助成金など、事業主等に対して支給される各種助成金があります。



●雇用調整助成金

景気の変動、産業構造の変化等に伴い、事業活動の縮小を余儀なくされ、休業、教育訓練又は出向を行った事業主に対して支給されます。

●特定求職者雇用開発助成金

高年齢者、障害者等の就職が特に困難な者を、公共職業安定所等の紹介により継続して雇用する労働者として雇い入れた事業主に対して支給されます。

●人材開発支援助成金

事業内職業能力開発計画等に基づき、その雇用する労働者に対し、職業訓練を実施した場合や教育訓練休暇等制度を導入し労働者に適用した事業主等に対して訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等が支給されます。

以上の助成金以外にも各種助成金制度等があります。

電子申請について

雇用保険被保険者資格取得届等、雇用保険に係る諸手続については、電子申請により行うことができます。詳しくはe-Gov電子申請のホームページ (<https://shinsei.e-gov.go.jp>) をご参照ください。



一般拠出金の申告・納付

「一般拠出金」とは「石綿による健康被害の救済に関する法律」により、石綿（アスベスト）健康被害者の救済費用に充てるため、事業主の方にご負担いただくものです。

対象の事業場

労災保険適用事業の全事業主が対象です。

アスベストは、全ての産業において、その基盤となる施設、設備、機材等に幅広く使用されてきました。このため健康被害者の救済に当たっては、アスベストの製造販売等を行ってきた事業の事業主のみならず、全ての労災保険適用事業主に一般拠出金をご負担いただいています。

(注) 特別加入者や雇用保険のみ適用の事業主は、申告・納付の対象外です。

納付方法(納付時期)

労働保険料と併せて申告・納付します。

継続事業における一般拠出金は①労働保険の年度更新手続、②事業終了（廃止）の際に労働保険料の確定保険料の申告に併せて申告・納付します。

(注) 一般拠出金は労働保険料に比べ少額であるため、概算払い制度を採用しておりません。そのため、確定納付のみの手続となります。

また、算定の基礎となるのは前年度の賃金総額ですが、申告・納付していただくのは当年度分の一般拠出金となります。例えば令和6年度の年度更新（R6.6.3～R6.7.10）で申告・納付していただく一般拠出金については、令和5年度の賃金総額を基に算定した額を令和6年度に申告・納付していただくこととなります。

料率・算定方法

一般拠出金率は、業種を問わず、一律1000分の0.02です。

労災保険のメリット制対象事業であっても、一般拠出金率についてはメリット制の適用はありません。

金額の算定方法は、

事業主が前年度に労働者に支払った賃金総額（千円未満切り捨て）×一般拠出金率（一律 $\frac{0.02}{1000}$ ）です。

また、一般拠出金については全額事業主の負担となります。

有期事業

平成19年4月1日以降に新たに開始した事業（工事等）の分を申告・納付します。

①単独有期事業・・・事業（工事等）終了時に、労働保険の確定保険料と併せて申告・納付します。

②一括有期事業・・・一括されている事業であっても、個々の事業（工事等）の事業開始年月日が平成19年4月1日以降のもののみ申告・納付対象となります。

事業廃止等

年度更新時に一般拠出金を納付した後、年度途中において事業を廃止等した場合、労働保険の確定保険料の精算手続と併せて、事業主が廃止等の時点までの間に労働者へ支払った賃金総額を基礎として一般拠出金の納付手続を行っていただきます。

なお、労働保険料の確定精算により還付金が発生した場合、一般拠出金への充当を希望することによって一般拠出金の納付を行うこともできます。

労働保険事務組合制度

労働保険事務組合とは

事業主の委託を受けて、事業主が行うべき労働保険の事務を処理することについて、厚生労働大臣の認可を受けた中小事業主等の団体です。

●労働保険事務組合への委託手続は

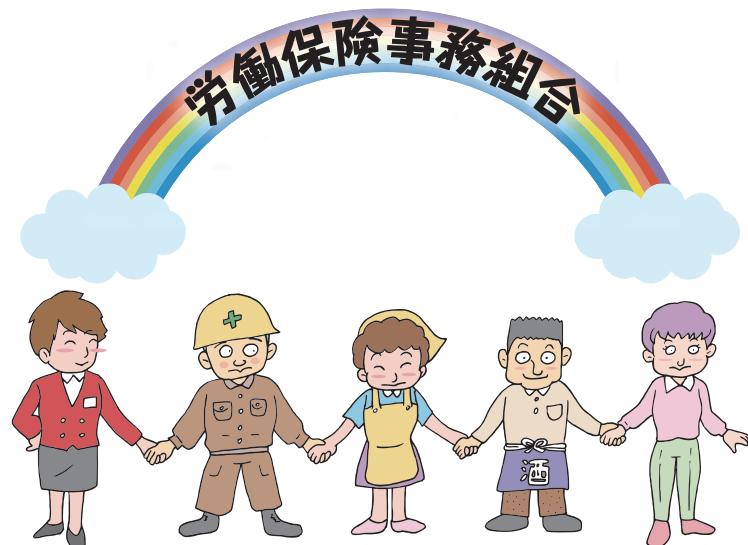
労働保険事務組合に労働保険の事務処理を委託するには、まず、「労働保険事務等委託書」を労働保険の事務処理を委託しようとする労働保険事務組合に提出してください。

●委託できる事業主は

常時使用する労働者が

以下の表に該当する事業主となります。

業種	労働者数
金融業	
保険業	50人以下
不動産業	
小売業	
卸売業	100人以下
サービス業	
その他の事業	300人以下



●委託できる事務の範囲

労働保険事務組合が処理できる労働保険事務の範囲はおおむね次のとおりです。

- ①概算保険料、確定保険料などの申告及び納付に関する事務
- ②保険関係成立届、任意加入の申請、雇用保険の事業所設置届等の提出に関する事務
- ③労災保険の特別加入の申請等に関する事務
- ④雇用保険の被保険者に関する届出等の事務
- ⑤その他労働保険についての申請、届出、報告等に関する事務

なお、印紙保険料に関する事務並びに労災保険及び雇用保険の保険給付に関する請求等の事務は、労働保険事務組合が行うことのできる事務には含まれませんのでご注意ください。

●事務処理を委託すると次のような利点があります

1. 労働保険料の申告・納付等の事務が事業主に代わって処理されるので、事務の省力化が図られます。
2. 労働保険料の額にかかわらず保険料の納付を3回に分割できます。（P4「労働保険料の延納（分割納付）」を参照）
3. 通常では労働保険に加入することができない事業主や家族従事者の方でも、労災保険に特別加入することができます。（P17「労災保険の特別加入について」を参照）

重要なお知らせ

労働保険の適用事業場情報をインターネットで確認いただけます。

- 事業主が労働保険の成立手続を行っているか否かを、求職者や労働者の方々がインターネット上で検索できます。
- 検索結果として表示される項目は、「事業主の名称」、「事業主の所在地」、「成立している保険関係の種類（労災保険・雇用保険）」などです。
(注) 労働者個人について、雇用保険の受給に必要な手続（雇用保険の資格取得手続）がなされているかを確認できるものではありません。
- 事業主の方は、名称や所在地に変更がある場合は、変更が生じた日の翌日から起算して10日以内に「名称、所在地等変更届」を（所轄の変更が生じた場合は、変更後の）労働基準監督署又は公共職業安定所（ハローワーク）に提出していただく必要があります。
(注) 適用事業場情報の更新は1か月ごとに行っています。
- 検索画面については厚生労働省ホームページをご覧ください。
厚生労働省ホームページ内検索ワード「労働保険適用事業場検索」
URL https://www.mhlw.go.jp/www2/topics/seido/daijin/hoken/980916_1a.htm



労働保険料等の口座振替納付が可能です。

- 労働保険料及び一般拠出金は、口座振替により納付いただくことが可能です。
- 口座振替をご利用いただくためには、口座番号等を記載した申込用紙を、口座を開設している金融機関の窓口にご提出ください。
- 詳しくは、厚生労働省ホームページをご覧ください。
厚生労働省ホームページ内検索ワード「労働保険料等の口座振替納付」
URL https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/hoken/hokenryou/index.html



特例納付保険料の制度があります。

- 事業主の方は、原則として、労働者の方を雇っている場合には、労働保険の成立手続を行い、雇用する労働者の方に係る労働保険料を納付しなければなりません。
- このため、2年を超えて遡って雇用保険の加入手続を行っていた労働者の方について、本来納付していただくべきであった雇用保険料を納付することができるよう、特例納付保険料の制度を設けています。
- 事業主の方は、公共職業安定所（ハローワーク）からの納付勧奨を受けて、納付の申出を行っていただくことにより、本来納付していただくべきであった雇用保険料に相当する額に10%を加えた額を、特例納付保険料として納付することができます。

労働保険制度についてよくある質問

Q 労働保険とは何ですか。

A 労働保険とは労働者災害補償保険（一般に「労災保険」といいます）と雇用保険とを総称した言葉です。保険給付は両保険制度でそれぞれ行われていますが、保険料の納付等については原則一体のものとして取り扱われています。労働者（パートタイマー、アルバイト含む）を一人でも雇用していれば、業種・規模の如何を問わず労働保険の適用事業となり、事業主は成立手続を行い、労働保険料を納付しなければなりません（農林水産の事業の一部は除きます）。

詳しくはP1をご覧ください。

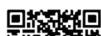
Q 労働保険の成立手続を行うにはどうすればいいですか。

A 労働保険の適用事業となったときは、まず労働保険の保険関係成立届を事業場の所在地を管轄する労働基準監督署又は公共職業安定所（ハローワーク）（※1）に提出します。そして、その年度分（※2）の労働保険料（適用事業となった日からその年度の末日までに労働者に支払う賃金の総額の見込額に、保険料率を乗じた額（1円未満切捨て）となります）を概算保険料として申告・納付していただきます。

（※1）労働基準監督署又は公共職業安定所（ハローワーク）の所在地は以下のアドレスから確認できます。

労働基準監督署

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/location.html



公共職業安定所（ハローワーク）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/hellowork.html#whereishellowork



（※2）労働保険では、4月1日から翌年の3月31日を1つの年度としています。

また、雇用保険の適用事業となった場合は、上記のほかに、雇用保険適用事業所設置届及び雇用保険被保険者資格取得届を所轄の公共職業安定所（ハローワーク）に提出しなければなりません。

詳しくはP2及びP3をご覧ください。

Q 労働保険の成立手続を行わないと、どのような罰則がありますか。

A 成立手続を行うよう指導を受けたにもかかわらず、手続を行わない事業主に対しては、政府が職権による成立手続及び労働保険料の決定（認定決定といいます）を行います。その際は、遡って労働保険料を徴収するほか、併せて追徴金を徴収します。

また、事業主が故意又は重大な過失により労災保険の成立手続を行わない期間中に業務災害や複数業務要因災害、通勤災害が発生し、労災保険給付が生じた場合は、事業主から遡って労働保険料を徴収（併せて追徴金を徴収）するほかに、労災保険給付に要した費用の全部又は一部を徴収することになります。

詳しくはP7及びP8をご覧ください。

Q 労働保険料は全額事業主負担ですか。

A 労働保険料は、労働者に支払う賃金総額に保険料率（労災保険率+雇用保険率）を乗じた額です（1円未満切捨て）。そのうち、労災保険分は全額事業主負担、雇用保険分は事業主と労働者双方で負担することになっています。

◎労災保険・・・全額事業主負担

◎雇用保険・・・事業主と労働者双方で負担（負担率についてはP15をご覧ください）